

研究指導 石光 真 教授

地方行財政についての一考察 ～矢祭町の行財政～

大槻 翔

1 研究動機

現在、各地方公共団体は「平成の大合併」により、数多くあった市町村が大規模化している状態である。これは、地方行財政基盤の強化と効率化を目指して行われた政策であるが、この大きな波に矢祭町が抵抗している。矢祭町の行財政に興味を引かれ、これからの矢祭町のあり方について検証したいと考えた。

2 研究目的

「平成の大合併」に反対した矢祭町の行財政を調べ、その問題点を考察していく。

3 市町村合併によるメリット・デメリット

平成の大合併は「地方行財政基盤の強化」を謳っているが、以下(表1)のようなメリットとデメリットを持つ。

表1

メリット	デメリット
サービスの多様化・高度化への対応	住民の声が届きにくくなる
住民の利便性の向上	中心部だけが良くなって、周辺部が取り残される
重点的な投資による基盤整備の推進	役場が遠くなって、今までより不便になる
広域的観点に立ったまちづくりと施策展開	福祉などのサービス水準が低下したり、公共料金が高くなる
行財政の効率化	地域の歴史、文化、伝統が失われていく
国・県の財政支援	合併特例債が発行できなくなる

4 矢祭町の概要

矢祭町は、福島県の中通り地方にある6,700人程度の町である。位置としては、福島県の最南端に位置し茨城県と隣接している。この町は、「平成の大合併」の際いち早く「市町村合併をしない矢祭町宣言」を出し、合併に賛成しなかった町として有名となっている。住基カードがない町としても広く知られ、前町長も広くメディアに登場し、一躍有名人となった。

5. 矢祭町の行財政政策

5.1 市町村合併をしない矢祭町宣言

これは、国が「市町村合併特例法」を盾に、平成17年3月31日までに全国3,239市町村を、1,000から800、更には300にする「平成の大合併」を進める際に宣言したものである。この「平成の大合併」の目的は、小規模自治体をなくし、国家財政で大きな比重を占める交付金・補助金を削減し、国の財政再建に役立てることである。しかし、「市町村は地域に根ざした基礎的な地方自治体として成熟しているはずであり、市町

村の進路の意思決定能力は十分に持っている」と矢祭町は考えている。このような考えから矢祭町は市町村合併に賛成せずにいる。

5.2 矢祭町自治基本条例

「矢祭町自治基本条例」とは、「市町村合併をしない矢祭町宣言」に伴い策定された条例である。以下に、主な取り組みを示す。

- ① 議員定数を 18 人から 10 人へ定数削減。 約 3,000 万円/年 減額
- ② 82 人の職員数を退職者不補充の自然減により将来的には 50 人台に削減。 約 3 億円/年 減額
- ③ 役場職員の自宅を「出張役場」として開放。住民はここで、税金、水道料金、保育料の支払い、各種届出書、証明書の申請が出来る。
- ④ 個人情報保護法の未整備と、町民のプライバシー保護はもっとも重要なこととの観点から、「住民基本台帳ネットワーク」からの離脱。
- ⑤ 少子化を少しでも食い止め、子育てする母親が安心して働ける環境を整えるため、「0歳～3歳は保育所、4歳～5歳は幼稚園」と年齢で区分する「幼保一元化」に踏み切る。

5.3 矢祭町集中改革プラン

矢祭町集中改革プランとは、矢祭町で平成 17 年度を起点とし平成 21 年度までの 5 年間で計画期間として策定した改革のことである。これは、総務省が全国の地方公共団体に対して、「地方公共団体における行政政策の推進のための新たな指針」に基づいて策定されたものである。

主な改革の中身としては、

- ① 事務事業等の改善、再編、統廃合等
- ② 外部委託等の推進
- ③ 定員及び人事管理の適正化
- ④ 給与の適正化
- ⑤ 第三セクター等の見直し
- ⑥ 経費節減等の財政効果
- ⑦ 地方公営企業の経営改革

以上、7つの改革項目が挙げられている。この矢祭町集中改革プランによって削減される額は、以下の表2の通りである。

矢祭町集中改革プランによる削減額

表2 (単位:百万円)

基本項目	主な改革事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	5年間計
1.事務事業の改善、再編、廃止等	幼稚園の統合、義務的経費の集中契約	1	3	5	3	3	15
2.外部委託等の推進	指定管理者制度の導入	5					5
3.定員及び人事管理の適正化	職員数の削減、役場OB会の結成	30	26	45	50	50	201

4.給与の適正化	退職時特昇の見直し 給料表の切替	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	2
5.第三セクター等の見直し	(財)矢祭振興公社の健全化の推進						0
6.経費節減等の財政効果	補助金等の廃止、町長、議長交際費の廃止	3	3	3	3	3	15
7.地方公営企業の経営改革	メーター検針の外部委託	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1
合計		39.6	32.6	53.6	56.6	56.6	240

出典:矢祭町公式HP

この中で、一番多く削減されている項目は、定員及び人事管理の適正化である。この項目に関しては、人件費という地方公共団体にとって一番経費がかかるものを削減することが目的であろう。5年間の期間に18人の職員を減らし、嘱託員は全廃する方向になっている。

5.4 矢祭町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第5項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額、並びにその支給方法について定めたものである。第2条に定められている議会議員の報酬の額は、日額とし、3万円とする。この議員の報酬は、議員が①定例会、臨時会、委員会などの議会の正規の会議に出席した場合 ②議長が認める、町が主催、共催する行事に出席した場合 ③その他議会の活動として議長が認めた場合。以上、3つの場合に支給される。

しかし、元自立総務課に勤めていた方にお話を聞いたところ、議会は月に平均2回しか開かれておらず、行事の回数も年に何回もあるわけではないらしい。実際に、ある月に行事が1つもなく議会が2回しかなかった場合、支給される額は6万円になる。さらに、ここから税金を引いた可処分所得は、4万円弱になってしまう。これを踏まえると、日額3万円は一般的に高い報酬であるが、実際に議会や町が主催、共催する行事の回数は限りがあり、大幅な人件費の削減になっていることが分かる。

6 矢祭町の財政状況

6.1 年度別財政力指数等

矢祭町の平成17年度の財政力指数は0.280、経常収支比率は89.2、公債費比率は18.4と一部を除いて、年々減少傾向にある。町民税や国庫支出金を前年度より多く取る以上に、投資的経費や公債費、教育費や農林水産業費、商工費、土木費といった性質的・目的別一般会計歳出を減額し、歳出を抑えていることで可能となっている。

6.2 人件費の状況

人件費としては、平成17年度と平成18年度を比較すると29,861,000円の減額である。人件費率で表すと、平成17年度が23.1%、平成18年度が17.2%と低い水準となった。矢祭町集中改革プランにより、平成17年度から平成21年度の5年度で18人、率にして23%削減し、このプランによる職員数の削減や嘱託員の全廃など

の積極的な取り組みの効果が表面化しているとも言える。

6.3 財政健全化判断比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、新しい財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、町民に公表することが義務となっている。平成19年度決算に基づく矢祭町の健全化判断比率等を算定した結果を下記の表3に示す。

・健全化判断比率 表3

(単位:%)

指標名	矢祭町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	19.8	25.0	35.0
将来負担比率	44.2	350.0	基準なし

注:実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」が記載されます。

出典:矢祭町公式HP

表3から、国の基準である早期健全化基準・財政再生基準をクリアしていることが分かる。このことから、財政状況は健全に運営されているものと判断される。

7 考察

矢祭町は、大幅な人件費の削減が行財政政策の主な狙いとなっていることが分かる。その他にも事務事業の効率化のため、町部局を7課1室から4課1室へ機構改革したり、従来の「係制度」を廃止し、機能的で弾力的な行政運営を可能にする「グループ制」を導入するなど、自立に向けて様々な政策に取り組んでいる。表面上、矢祭町が行っている政策は大方成功と言える。しかし、その裏では役場職員や議会議員の大幅な給与削減がなされている。自立に向けた町づくりや行財政政策を行い、町民を始め町全体が活発になりつつある一方、行政を運営していく側の意欲が続くのかという問題点も挙げられる。5.3の項目でも説明したが、議会議員の1ヶ月の可処分所得が4万円弱の場合もあり得るのである。ここまで所得を引き下げると、これからの政策の遂行にも少なからず影響を与えてしまう可能性も否めない。町の健全化、自立に向けた行財政政策の中で、政策を行う構成員の意欲向上と給与の確保も念頭に置くべきだと考える。

8 参考文献・参考URL

岡本全勝 『地方財政改革議論 地方交付税の将来像』 株式会社 ギョウセイ 2002年

神野直彦・池上岳彦 『地方交付税何が問題か』 東洋経済新報社 2005年

鈴鹿市公式HP <http://www.city.suzuka.mie.jp/gyosei/plan/gappei/index3.html>

平野正樹 『地方財政論-受益と負担関係明確化へのシナリオ-』 慶應義塾大学出版会 2002年

福島民報社公式HP <http://www.minpo.jp/>

矢祭町公式HP http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/cgi-bin/odb-get.exe?wit_template=AM020004